

担 当 医 殿

沖縄カトリック中学高等学校

本校生徒への御加療、誠にありがとうございました。

お手数ですが、治療が終わりましたら以下に御記入をお願いいたします。

.....

治 癒 証 明 書（登校許可）

氏 名 : _____

病 名 : _____

期 間 : 年 月 日 ～ 月 日

上記疾病の治癒したことを証明いたします。

_____ 月 日から登校可能です。

年 月 日

医療機関名

医師氏名 _____ 印

学 校 記入欄	出席停止期間	担任印
	月 日（ ） ～ 月 日（ ）	

＊学校感染症の種類（学校保健安全法第19条）

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 あるいは H7N9 であるものに限る）
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パルチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
その他	＊基本的には欠席の扱いですが、重大な流行が起こった時には出席停止になることがあるもの 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、RS ウイルス感染症、EB ウイルス感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属腫（水いぼ）など

＊インフルエンザ、新型コロナ感染症以外の感染症においては医療機関からの治癒証明書が必要となります

＊出席停止の期間

○第一種の感染症・・・完全に治癒するまで

○第二種の感染症・・・病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。

インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで ＊医療機関による治癒証明書は不要です。登校時には <u>経過報告書（保護者記入）</u> が必要です
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが かさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

○第三種の感染症・・・病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

○その他の場合

- ・第一種もしくは第二種の感染症患者のある家に居住するもの、またはこれらの感染症にかかっている疑いがあるものについては、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
- ・第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学するものについては、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間
- ・第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行したものについては、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間